

「南中学校いじめ防止等のための対策に関する基本方針」より

＜ いじめへの対処 ＞

いじめに係る情報が教職員に寄せられた

- ・学校でいじめを発見した
- ・いじめの通報を受けた
- ・いじめに係る相談を受けた
- ・いじめと思われる疑わしい行為を発見した 等

教職員は他の業務に優先して、かつ即日、当該情報を速やかに**生徒指導主事**に報告・相談し、**管理職**へも報告・相談を確実に行い、**校内いじめ対策委員会**に報告する。

校内いじめ対策委員会の構成員：校長、教頭、生徒指導主事、当該学年主任・担任、養護教諭

必要に応じて、市教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加え、弁護士、医師、教員OB、警察官経験者等の外部専門機関の参加・協力を得る。

いじめを受けた生徒
及び疑いを知らせて
きた生徒を徹底して
守ります。

「校内いじめ対策委員会」の開催

- ・対応方針を決定する
- ・市教育委員会に報告する
- ・重大事態かどうか判断する

被害を訴えた生徒からの聞き取り

- ・いじめをやめさせ、身の安全を確保して事実を確認します。
- ・状況に応じて別室を用意するなどの対応をします。

関係生徒（観衆や傍観者）からの聞き取りやアンケート

- ・プライバシーに配慮して事実を聞き取ったり、アンケートを実施したりします。

加害と思われる生徒からの聞き取り

- ・いじめをやめさせ、事実を確認します。
- ・自分がした行動について振り返らせます。

被害を訴えた保護者への連絡

- ・生徒への対応当日に家庭訪問し、事実説明し、見守りを依頼します。
- ・学校の対応を説明します。

関係生徒（観衆や傍観者）の保護者へ連絡

- ・事実を説明し、学校の指導に協力を依頼します。

加害者と思われる保護者への連絡

- ・正確な事実説明し、学校の指導に協力を依頼します。
- ・来校していただく場合もあります。

○全職員で当該生徒を継続的に見守ります。

○当該生徒のプライバシーに配慮しながら、他の生徒への指導を行います。他の保護者へも学校の指導について協力を依頼します。

○市教育委員会や関係機関とも連携します。特にインターネット上のいじめなど、犯罪行為に相当しうると判断される場合は、学校として直ちに警察への相談・通報を行います。

○再発防止のための対策を徹底して行います。

○いじめの解消の判断をします。

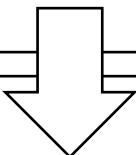
※いじめ解消とは

- ・いじめに係る行為が止んでいること 『少なくとも3か月を目安とする』
- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・3か月後、被害及び加害児童生徒、双方の保護者に確認後、いじめ解消となります。
- ・上記の「いじめが解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察します。

いじめ重大事態について

重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- ①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合
 - (相当な期間とは、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況を十分考慮する。生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。)
- ③その他、市教育委員会が認めるとき



いじめ重大事態が発生した場合

- ・学校は、速やかにその概要を市教育委員会に報告します。
- ・小千谷市いじめ対策専門委員会は、客観的な事実関係を明らかにすることを目的に、いじめの行為がいつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかを、多方面から情報収集し明確にします。
- ・小千谷市いじめ対策専門委員会は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し調査結果を報告します。
- ・学校は、市教育委員会から指導を受けて適切に対応します。